論　　説

市民性を支える「市民コミュニティ財団」の定義と役割

深　尾　昌　峰

A Definition and Role of "Civil Foundation for Our Community" Supporting Citizenship

要　旨

公益の創出に対して、決して政府だけが主体的に取り組んでも豊かな公共性は育まれない。私たちが生きるこの社会は、社会の課題や価値はうつろっており、時代によって行政が取り扱える範囲も変容する。税金出動が不可能な領域についてそれらを支えるのは市民性を背景とした市民である。その構造を整理し、特に資金面に着目し近年生まれつつある資金仲介組織に関して、「市民コミュニティ財団」と位置づけその定義付けと6つの要件の規定をおこなった。

キーワード

公益法人、市民的先駆性、市民コミュニティ財団、社会的責任投資、信用金庫

ABSTRACT

For the creation of the public interest, the rich publicity is never brought up even if only the government wrestles independently. The range that the government handles is always changing with the times according to the problems and the values in our society. It is the citizen who assumed citizenship that supports the field where tax is not spent. I rearranged the structure and recently, about something that is born as fund intermediation organization by paying attention to funds in particular, I placed it with "civil foundation for our community" and prescribed the definition and six requirements.

Keyword

Public service corporation, Pioneer characteristics by the citizen, Citizen's community foundation, Socially responsible investment, Credit association

(1) はじめに

社会構造の変化や多様な価値に伴い「協働型自治」が叫ばれて久しい。明治期以降社会に「政府」や「自治体」という概念が導入され、それまでの封建型の社会が終焉した。改めて述べる必要もないがこの時期は近代国家へと変貌を遂げる中で、政府は「税金」を徴収し、「公益（公共サービス）」を展開するという構図が成立した。それは非営利法人制度においても、明治29年（1896年）に制定された民法においてみることができる。民法第34条で「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸 其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」と定め社団・財団法人の根拠を規定している。これは「政府」という概念が導入された時代においては、公益

はまさしく「政府」が行う中核であり基本であるという考え方に基づき、例外的に必要なものは社団・財団を設立することを「許可」するという構造である。許可主義は原則禁止なものを特に認めるということを意味している。原則禁止な事柄を特に認めるという事は、認めた側の多様なレベルでの責任を問うことを実質意味し、行政裁量の幅を広げる構造となった。この背景には「政府」概念が導入され、民法が立法された明治期において、法制度として市民の自発的な公益活動を社会に位置づける必要性が必ずしも明確であったわけではない。政府概念のインストール期というまだ未熟な近代国家としては必然性があったと考えるほうが自然である。むしろ問題はこの許可主義を前提とする非営利法人制度が、新公益法人制度が施行される2008年まで抜本的に見直されなかった点にある。日本においては、市民が中心となった公益活動に取り組む主体が「法人格」を取得し、活動を続けることが非常に困難だったと言える。しかしながら、必ずしも制度的基盤が整っていなかったからといって必ずしも「低調」だったわけでなく、上野（2003）らの整理でも明らかなように当事者を主体とする当事者運動は、共感とともに広がと深みをみせてきた。[1] しかしながら、「無認可作業所」などの言葉に象徴されるように、市民が自発的に展開する公益活動が「想定外」として扱われることも多々あった。[2]

この構造に風穴があいたのは、阪神・淡路大震災を契機に1998年に成立した「特定非営利活動促進法」（通称NPO法）だが、約110年間私たちの社会は基本的に公益や公共性の担い手は政府であるというフレームを継承してきたといっても過言ではない。また市民も行政に過度に依存し、「フリーライダー」という言葉にも象徴される公共サービスの消費者として位置付き、児童虐待等の不幸な事件や公共サービスに不具合があると行政への過度な批判が行われてきた。

そういった中、地方財政の逼迫から自治体経営の一つの重要な方針として「協働」が叫ばれ、パートナーシップ型の自治体経営が模索されてきた。2003年の地方自治法一部改正によって登場した「指定管理者制度」などとも相まって、多くの自治体で「協働指針」や「協働条例」が策定されてきた。しかし、果たしてそれらは「住民自治」を引き出す発想で導かれ展開されてきたのであろうか。多くが、市民やその活動を行政を補完するものとしての関係でとらえ、「多様な価値」の台頭や課題の複雑化によって、行政が主体として社会が求める公益の実現が困難な状況を踏まえ、市民協働によって乗り越えようという構造である。これは行政が担ってきた、もしくはこれから担うべき公益に対して、民間の多様な力を活用していくということであり、否定するものではない。そういった意味から、行政補完型協働にも一定の役割と意味を見出す。特に急激な人口構造の変化や地方財政の観点から行政運営を効率化、健全化させ、持続可能な地域社会を構築することは急務であり、地域社会全体で取り組む必要がある。しかし、社会課題の解決に資する資金が税金という形で政府に集中する私たちの社会においては、市民組織が政府から資金の「配分を受ける」構造に陥ってしまう。資金の配分に際し、自治体の権限と差配（裁量）に大きく依拠せざるを得ない。その結果、市民活動と行政の「同質化」が進行し、自治体の顔色ばかり見てしまう風見鶏型の市民活動が横行してしまう危険性がある。これは、「是々非々」が受け入れられない行政文化や権力との闘争を運動の軸にしてきた市民運動の反動であるとも考えられるが、一般によく指摘される自治体の「下請け」に成り下がってしまう。問題はそれらがしばしば市民活動支援とリンクし、行政補完型協働を推し進めることが市民活動のエンパワーメントに資すると考えられることだ。しかし、それは極めて一面的な見方である。極論すれば全ての市民活動団体が行政とパートナーシップを組めるということではないのである。

(2) 市民が保持し展開する「先駆性」

ここで、市民性をベースにした公益を整理しておきたい。図1は社会課題のフェーズ毎の位置づけを表している。

フェーズ1は課題の当事者やその周辺の友人や家族が課題や課題を抱えている当事者に気づ

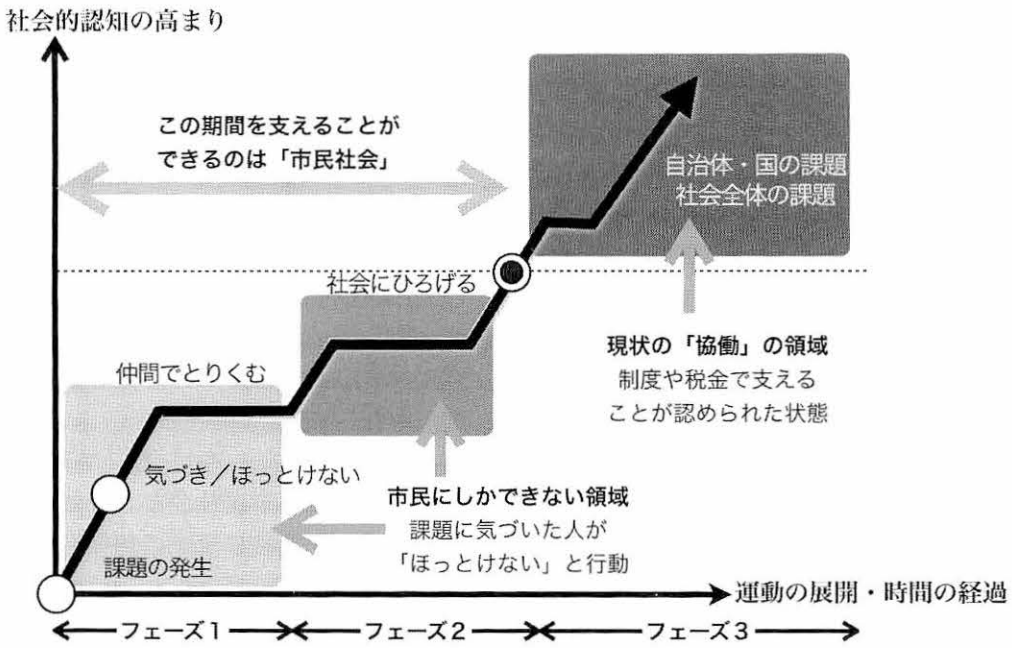

図1　社会課題と社会認知　　筆者作成

き「ほっとけない」と思い行動を起こす段階である。しかし、この時点で社会がその公益性に気づけるかと言えば完全ではない。むしろ「異端」として扱われる。社会全体に理解され、法整備や政策課題にあがる段階ではない。民主主義の中で正統性を確保するに至らず、社会全体の問題としては取り扱われない、当事者やその周辺の人々が課題に気づき支え合う段階である。

フェーズ2の段階は、課題解決を願う支援者の裾野が広がり組織化が行われ、各地での取り組みが共有される等の市民的連帯によって課題解決に向き合う段階である。課題を多くの市民に知ってもらうことを目的に啓発的な事業が実施されたり調査研究等も展開されるなど課題が構造として理解される段階である。

フェーズ3の段階は、課題自体が社会に認知され、立法や政府・自治体の施策にあがり、明確に社会課題として位置づく段階である。予算措置がとられることや価値として社会に根付く段階である。

人権や権利、環境問題や性差別など私たちが現時点で「課題」と認識している事象はこのプロセスを経てきたものだと考えたほうがいい。いきなり「課題」が正統性を確保し、議会で承認され法や施策が展開されるものではないのである。例えば、DV（ドメスティック・バイオレンス）などは典型的な事例であろう。日本において配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（通称DV防止法）が成立するのは01年であるが、志柿（2000）によれば、日本における女性に対する暴力運動に反対する運動は、韓国の女性たちが行った観光売春告発運動と呼応する形で70年代に始まった。[3] 弁護士や研究者によって92年に日本で初めてのDV調査報告[4]が出されているが当然それよりも以前からDV被害に苦しんできた被害者は存在した。しかし、社会にDVという概念や問題が認知されていない状態の中では、単なる恋人同志の痴話げんかや夫婦喧嘩として対処するしか術がなかった。[フェーズ1]

その後、当事者やその家族、社会病理学者などの運動展開によって、実態調査が行われ、国際的な動向や研究者による諸外国の事例が紹介されるなど社会的な実践が積み上げられていく。また、当事者や家族、支援者らは公的機関に訴えつつも、自身でグループなどを組織し相談事業やシェルター運用等を行ってきた。[フェーズ2]

DV防止法が成立するまでをとっても、当事者運動が始まってからでも30年間の時間を要している。法成立前後より、課題解決への機運は

高まり、課題として社会的認知は高まり、各自治体においても政策課題として取り扱うようになり、相談窓口の設置やシェルター事業への補助等が急速に進んだ。[フェーズ3]

このように、当然のことではあるが、私たちの社会課題は課題の共有度合い、価値、時代背景と共に「うつろって」いる。また、[フェーズ3]に移った課題でも、その過程で新たな［フェーズ1］の課題が見出されてくる。DVで例えれば、加害者支援などの問題である。被害者をケアするというアプローチは社会的に受容されやすいが、加害者を支援するという文脈は理解されにくい。しかし、問題の本質的な解決には、加害者（大抵の場合は男性）を非暴力化することが重要であるという立場もある。それらは、DVという問題自体が［フェーズ3］へ移行したとしても、新たな問題を提起する。このように社会課題がフェーズ間をうつろう中でも新たな価値や課題が生成されていく。このように考えると、フェーズ1の領域やフェーズ2の領域は行政は手を出すことができないばかりか、課題としても認識できない。つまり、正統性が確保できていないフェーズ1やフェーズ2の課題に税金を出動させることは不可能である。ここに行政補完的協働の限界がある。現在の協働はフェーズ3の行政課題化したものをいかに一緒に、効率的にそして多様なニーズに基づいて展開するかというものでしかない。誤解のないように言うが、フェーズ1やフェーズ2の段階の課題に行政は目を向け、税金を出動させろと主張しているのではない。逆に行政では手が出せない領域、市民にしか動けない領域が存在するということを明らかにしておきたい。これこそが市民活動として重要な側面であり、市民性を背景とした先駆性であり市民が支える公益の本質である。

［フェーズ1］から［フェーズ2］、そして［フェーズ3］への道筋はまさしく「運動」である。批判性や市民的先駆性に基づいた市民による社会変革活動である。ここで問題となってくるのは、フェーズ1やフェーズ2の課題、未来の「当たり前」につながる萌芽的な課題を誰が支えるのかということである。一義的には当事者やその周辺の支援者ということになるが、それだけでは十分ではない。寄付税制の必要性等の根拠にもなるわけだが、市民社会で支えていくことが必要になる。今日的な役割でいうと助成財団の役割も重要であるが、助成財団を対象に行った調査では、社会的な認知が低い課題に助成対象としているのは調査対象とした355団体のうち103団体で全体の29%でありこれも十分とはいえない。[5] また、寄付もこれらの活動を支えるに重要な資金源であるが、寄付を集める機会と行動が定着していない。

本稿では［フェーズ1］や［フェーズ2］を中心とする領域を市民社会としてどう支え、展開していくのかを特に資金の側面に着目し、2009年以降日本において誕生している寄付仲介組織について定義付けを行いたい。

(3)「市民コミュニティ財団」の定義とその要件

90年代から市民活動の基盤整備を展開してきた中間支援センターがこれまでの取り組みや成果を総括するなかで、市民活動が制度に回収されている現状が浮かび上がった。特に東日本大震災はそれらを突きつけた。[6] これからの中間支援組織は地域課題にどう向き合っていくか。そこから議論が始まった。[7] これは、特定非営利活動促進法施行からおおよそ10年を迎える中で、市民活動が新たな段階に入ったことは間違いない。平成10年から平成25年までの法人認証数の推移（図2）をみても、47973法人（平成25年7月末日現在）と急速に日本社会の中に定着してきた。

同時にそれは市民活動が制度化との葛藤がはじまったこととも言える。図3は特定非営利活動法人の活動分野を示しているが、「保健、医療又は福祉の増進」に取り組んでいる団体が多い。

これは、2001年に完了した「福祉の基礎構造改革」の影響が推察される。介護保険法や自立支援法の制定により、自治体や社会福祉法人以外の事業体が福祉事業に参入することが可能となり、NPO法人もその担い手として期待されてきたことが背景にあり、経営的にも保険事業として安定が得やすい。これ自体は非難されるべ

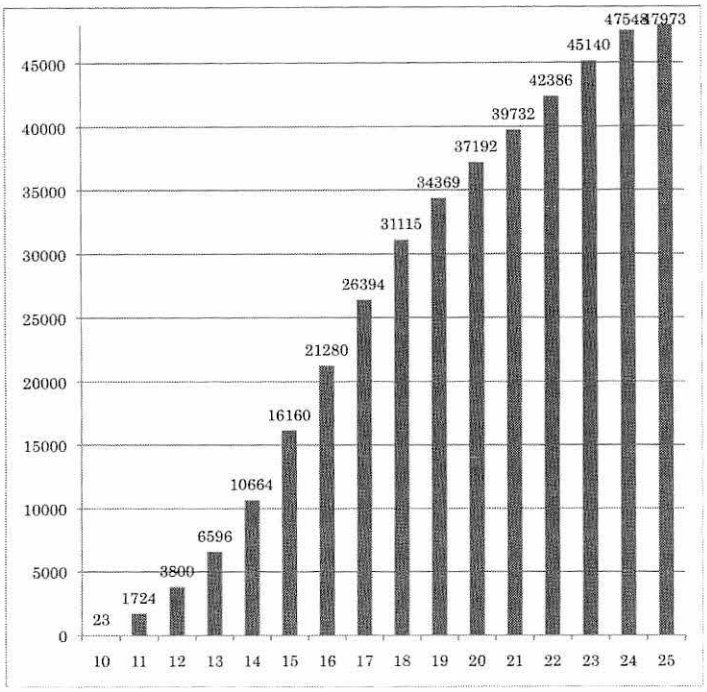

図２　特定非営利活動法人認証数（内閣府資料より作成）

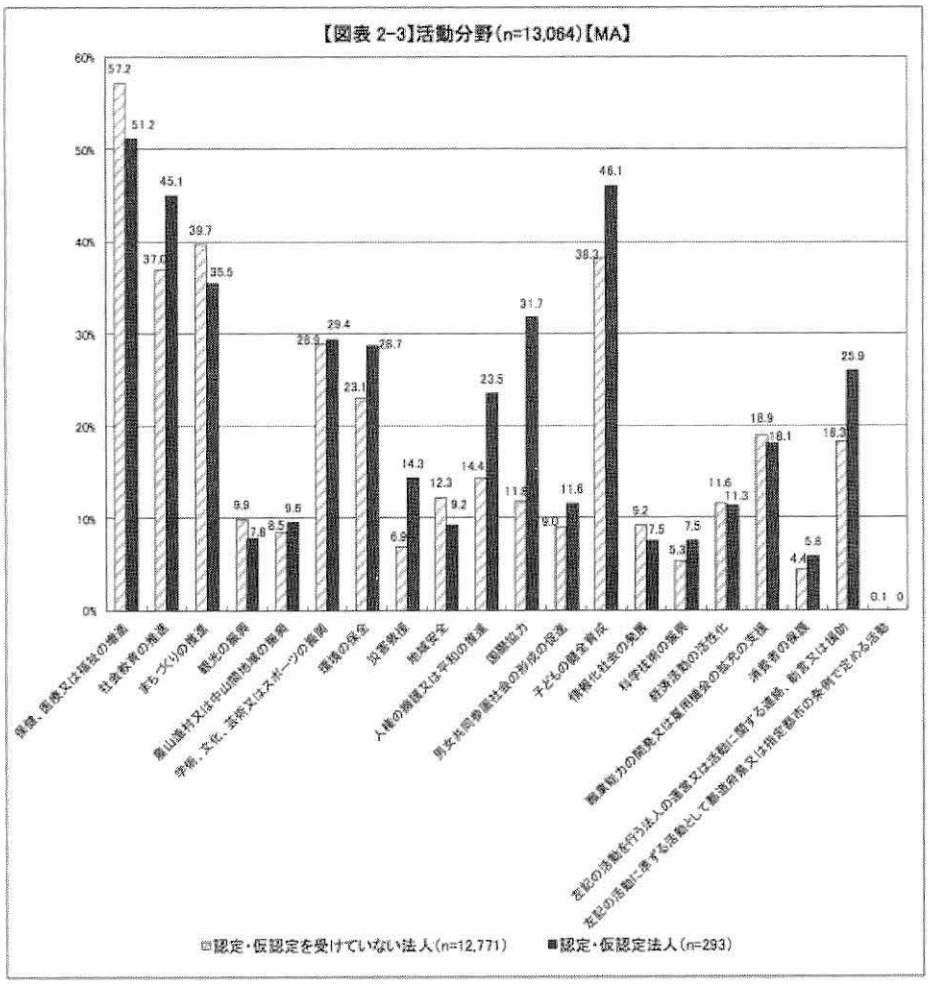

図３　特定非営利活動法人の活動分野　内閣府 2013 年調査より

きことではないが、一方で制度外の福祉課題に取り組む担い手が見えづらくなってきている。そういった制度外や、先に述べたフェーズ1～フェーズ2の活動を社会的に支えていくことが急務の課題である。

こうした市民性を支える資金の流れを作り出そうと2007年頃から中間支援組織を中心として資金仲介組織の議論が行われてきた。慢性的な資金不足に対応すべく、90年代から支援活動をおこなってきた中間支援組織の一部では、公益法人改革やそれに伴う寄付税制の制度改革を見通し議論が行われていた。結果、2009年に京都地域創造基金が設立されることから端を発するこれらの動きは、当初は、「市民ファンド」と称されていたが、これらの動きには明確な定義もなく、「ファンド」という言葉のもつ多義性により、誤解を生じることも多く、適切な言葉を充てる必要がある。深尾・戸田の整理[8]をもとに、「地域課題の解決に向けて、市民が主体的に取り組む市民活動をはじめとする取組みに対し、市民による寄付や投資に基づき資金を仲介する組織」を「市民コミュニティ財団」(civil foundation for our community) と定義し、以下の6つの条件を満たすものとする。

(1) 基本財産や助成金の原資を、広く多くの市民や企業などに呼びかけ、寄付を募ることによって成り立たせている。
(2) 政府・自治体や特定の企業・団体・個人から独立した存在であると同時に積極的な情報開示、透明性のある運営を行うことで、地域社会から信頼される助成財団を目指している。
(3) 公益財団法人や認定NPO法人という公益性の高い法人格を基盤に、寄付税制を積極的に活用し、多様な形で寄付を呼びかけることで多くの人々に、地域づくりや課題解決へ取り組みへの参加が可能になる環境をつくり出すことを目指している。
(4) 地域社会に根ざした存在であり、地域の課題を多角的・総合的に捉え、地域の多様な資源をつなぎ、地域社会にある民の力を引き出す存在である
(5) 企業やNPO、各種団体など「民」主体の公益活動や地域づくり・コミュニティ活動を支援することを目的としている
(6) 寄付者の意志を最大限に活かす努力と仕組みが用意され、助成先は固定化されておらず、多様なステークホルダーによる公正な選考プロセスが用意されている

この「市民コミュニティ財団」は京都地域創造基金が2009年、翌年に沖縄で公益財団法人みらいファンド沖縄が誕生して以降、以下の表のように同様の取り組みが全国で展開されている。

(4) 構成要件の具体～京都地域創造基金を事例に

それでは、実際に市民コミュニティ財団の構成要件が実際の取組みのなかでどのように具体化されているのかを京都地域創造基金を事例に考察したい。京都地域創造基金は表1でも明らかなように日本の市民コミュニティ財団の先駆けである。1998年から市民活動支援を展開してきた「きょうとNPOセンター」から派生する形で2009年に設立された。以下、6つの構成要

表1 市民コミュニティ財団の設立実態

設立日	名称	対象とする地域
2009年3月	公益財団法人京都地域創造基金	京都府
2010年4月	公益財団法人みらいファンド沖縄	沖縄県
2011年6月	一般財団法人地域創造基金みやぎ	東北地域
2012年5月	公益財団法人ちばのWA地域づくり基金	千葉県
2012年9月	一般財団法人みんなでつくる財団おかやま	岡山県
2012年9月	いばらき未来基金	茨城県
2012年10月	公益財団法人わかやま地元力応援基金	和歌山県
2013年4月	一般財団法人あいちコミュニティ財団	愛知県
2013年6月	公益財団法人ひょうごコミュニティ財団	兵庫県

件についてみていく。

(1) 基本財産や助成金の原資を、広く多くの市民や企業などに呼びかけ、寄付を募ることによって成り立たせている。

設立の議論を経て、京都地域創造基金は2009年に一般財団として設立し、京都府で第一号の公益財団を取得した。設立に向けて、追い風となったのは公益法人改革であった。新公益法人制度の施行により、基本財産300万円で財団法人が設立できるようになった。これまで許可主義のもと行政の裁量権に委ねられていた制度がオープンな仕組みに変化したことで「市民立」の財団法人の可能性が一気に高まった。設立の過程で設立に関わった人々が一番こだわったのは、多様な人々の参画をどう保障し組織していくかということであった。基本財産にしても300万円を拠出するのは、特定の個人出捐するのも不可能な額ではない。しかし、京都地域創造基金は「1人1万円、300人で300万円」を合い言葉に設立資金を集め、基本財産を市民による寄付によって拠出することにこだわる。これは、構想した財団の立ち位置や役割が、当事者である市民自身に理解され、本当に社会に必要とされているかどうかを肌で感じる重要な「マーケティング活動」でもあった。この基本財産を寄付で集めるということは、設立に関わってきた人々の意識を明確にし、その後のマーケティングに活きたことは間違いがない。それは、「共感」と「信用」を得られるように十分に工夫し、寄附により具体的に実現すべきこと・できることや寄附者が得られるメリットについて伝えることが重要であるということを体感したということである。当初は具体的なツールも一方的なもので、社会の反応は鈍く、広報用チラシとプレゼンテーションシートを作成し、関係者とともに、設立する市民コミュニティ財団の必要性への共感や理解が得られそうな対象に焦点をあて、講演やイベントでのプレゼンテーション、電話や直接訪問等の「対話型ファンドレイズ」を重視した。市民コミュニティ財団の設立の背景である「NPO等を支える地域における資金循環の意義・必要性」を理解、共感してもらえそうな相手に寄附を呼びかけることが重要であると同時に、ターゲットとした相手に合わせてじっくり必要性を語り、呼びかけを続けることもポイントとなった。また、寄附の目的と使途の明確化である。寄附の目的や使途を明確に示すこと、「財団設立の基本財産」として寄附金の使途を明確にすると同時に財団存続のために大切に管理し続けることを明確にすることが必要であることに過程で気づいていった。これらは設立後の運営においても基本的な事項であるが、この基本財産を広く寄付で集めるという事は、それは多くの人々に対して我が事として関わる「のりしろ」を拓くことであり、参加の機会の保障にもつながる。

(2) 政府・自治体や特定の企業・団体・個人から独立した存在であると同時に積極的な情報開示、透明性のある運営を行うことで、地域社会から信頼される助成財団を目指している。

京都地域創造基金は、当初は財団も経営基盤がなく、設立母体であるきょうとNPOセンターが事務局長の人件費負担やグループウェア、インターネット回線などのITインフラを負担・共有することでスタートした。同時に、きょうとNPOセンターが10年近い活動の中で培ったネットワークを活用し、新たな資金循環をつくり出すことが大きなミッションであった。そういった意味合いや関係性では役割分担をしながら共に市民社会の発展に寄与しようという志は共有してきた。また、京都府の市民活動支援施策とも合致する点が多く当初から様々な協力関係が構築されている。しかしながら、財団は独立した公益財団法人として独立した評議会によって理事等の役員が選出されている。運営や経営に関してどこからの指示や圧力も受けない。また、財務や意思決定に関わる情報はホームページ上で開示され透明度の高い運営を行うように心がけられている。また、寄付者からすると助成先の情報も非常に重要になることから、3ステップの情報開示・社会的認証のシステム構築を行い、助成先の情報開示環境の構築にも力を注いでいる。

(3) 公益財団法人や認定NPO法人という公益性の高い法人格を基盤に、寄付税制を積極的に活用し、多様な形で寄付を呼びかけることで多くの人々に、地域づくりや課題解決へ取り組みへの参加が可能になる環境をつくり出すことを目指している。

京都地域創造基金は公益財団法人の認定を受け、財団への寄付者が税制優遇をうけることができる。寄付税制は、寄付者たる市民が自らの意思で寄付先を選択し、寄付を行う事で所得税や住民税の税額控除が受けられる税制である。これらの機能を社会から預かっている存在として、「事業指定助成」などを展開している。公益活動を行う市民活動団体が財団に展開したい事業を申請頂き、財団は公益性や先駆性、実現可能性等を総合的に判断し、一定の要件をクリアしていれば財団は助成決定を行う。一般的な財団では「助成決定＝交付」だが、この時点で京都地域創造基金には資金はなく、申請団体、財団が総力を挙げて寄付募集を行う。この仕組みを実現することで、実質地域社会で公益事業を展開している多様な主体に、税制優遇機能を提供することができる。二つめは「冠ファンド」の形成事業である。企業や個人などが、まとまった額を財団に寄付頂くことで、寄付者の意向に沿った形で助成プログラムや褒賞プログラムなどをアレンジしている。ここでは、財団の職員が資金提供者と丁寧に向き合い、プログラムづくりを行っている。資金提供者のニーズをきちんと的確にプログラムに反映させることで、資金提供者側の満足度を高める努力を行っている。

(4) 地域社会に根ざした存在であり、地域の課題を多角的・総合的に捉え、地域の多様な資源をつなぎ、地域社会にある民の力を引き出す存在である

この点は京都地域創造基金の取組みは弱い点である。後述する「カンパイチャリティ」のような企業の力を引き出し、価値共有や活動に展開していく一層の取組みが求められると同時に、地域課題を多角的・総合的に捉えることが大変重要になってくる。例えば、沖縄では「地域円卓会議」を財団が主体的に開催する事で地域課題を見える化し、その課題解決にあたる様々なステークホルダーをつなぐ活動を行っている。このような顕在化しづらいフェーズ1やフェーズ2の課題に対して柔軟にそしてより早い段階で関わり合いをもち助成できるかが市民コミュニティ財団の真価が問われる局面であるといってもいい。この点は京都地域創造基金はまだまだ展開の余地がある。

(5) 企業やNPO、各種団体など「民」主体の公益活動や地域づくり・コミュニティ活動を支援することを目的としている

この点は、そもそものミッションと近い点であり、改めて確認する必要もあまりないが、NPOへの支援はもちろんのこと、企業や各種団体も範疇にいれていることである。京都地域創造基金では、町内会自治会への助成にも取組みを進めている。また、信用金庫と提携してすすめる融資制度では、ソーシャルビジネスに対しても融資をおこなっている。特徴は、財団が公益性に関して審査を行い、事業性に関しては金融機関が審査を行うことで金融機関の苦手な部分をカバーでき融資環境の改善を行っている。また信託会社と連携し不動産などの資産と寄付を結びつける商品開発や信託機能と組み合わせた寄付の仕掛けづくりも展開している。日本でも「日本版ブランドギビング」が創設され幾つかの大手信託銀行も商品化を行っている。しかし、税制面で中途半端で寄付者(信託者)にメリットが少なく普及が難しい側面もあるが、地域密着型の展開を模索している。

(6) 寄付者の意志を最大限に活かす努力と仕組みが用意され、助成先は固定化されておらず、多様なステークホルダーによる公正な選考プロセスが用意されている

京都地域創造基金では約60名の選考委員が理事会によって選任されており、助成プログラムや対象によって選考委員会が組織される。助成先は固定される事なく、全てのプログラムが公募されている。寄付者も一定の割合で選考に参加できる仕組みも用意している。また、寄付者と助成先をつなぎ、成果報告等の助成先と寄付

者とのコミュニケーションが的確に行われるようにサポートを展開している。

(5) 市民コミュニティ財団の課題と連携軸

市民コミュニティ財団の動きは先にあげた9ヶ所を軸に全国で拡がりつつある。これ自体は今後の市民社会の発展にとって非常に歓迎すべきことである。しかし一方で課題も多い。これら資金仲介組織の経営モデルがまだ確立できていない。先行して設立を行った京都地域創造基金においても運営経費をどう捻出するかは大きな課題だ。京都や和歌山では非営利型株式会社を設立し、財団運営を軌道にのせる取り組みも進んでいるが、まだまだ未知数な部分が多い。また、資金提供を受ける側の非営利組織側の情報開示もまだまだ不十分であり、資金提供を阻んでいる要因である。加えて、社会的な成果や将来にわたっての効果を説得力ある形で社会に伝えていくことも急務の課題である。

京都地域創造基金をはじめとする市民コミュニティ財団はそれ単体では社会的な成果を生み出すことは非常に困難な状態がある。それは、市民コミュニティ財団がストックの資源をもたず、寄付を受けては助成するというフロー型のスタイルであることも起因しているが、行政から配分資金の供給を受けているわけでもないがゆえに、私は地域社会での「アライアンス」が大変重要になってくると考えている。例えば、京都地域創造基金では、「カンパイ・チャリティ」というプログラムを展開している。飲食店に協力をお願いし、チャリティ・メニューをそれぞれのお店で考案し提供してもらっている。例えば、通常は400円で生ビールを販売されているお店では450円で販売をして頂き、その50円が寄付に回るという仕掛けである。お店も気持ちとしてちょっとした小鉢を付けるなどして「気持ち」を表現してもらったりしている。お店には事前に、応援する社会課題プログラム(寄付先)を選択してもらうため、お客さんはどこに寄付されて、使途も明示されている。今までに京都ではのべ100以上の店舗の協力のもと実施されている。[9)]

この仕掛けで強く意識されているのは、寄付への「参加の機会」を広く提供することと、サブ経済システムとしての地域経済をきちんと捉えるということである。寄付を権利としてとらえ市民社会への参加の機会ととらえることが重要になってくる。また、地域企業を選択することによって地域社会にいかにさりげなく資金循環の仕組みをビルトインできるかが肝要である。そこに「ある」資源を引き出し、民と民の協働を促し、地域社会の自治のあり方を確実に変化させる。この結節点になりうる市民コミュニティ財団は大きな役割と責務を負っている。

このように、地域社会の多様な資源提供者と積極的かつ攻撃的なアライアンス関係を構築し、新たなモデルを提示することが不可欠である。例えば、これから積極的に取り組んでいかねばならないのが、地域金融機関とのアライアンスである。単に地域に存在している金融機関という存在ではなく、地域の根ざし、地域の持続可能な発展を創出する信用金庫等の金融機関の存在はこれまで以上に重要になってくる。信用金庫には逃れられない「地域」が存在し、それと共に存在せざるを得ない。地域に根ざした中小企業を顧客とし、規模ではない、それぞれの地域に向き合った金融のあり方を模索せざるをえないからだ。そういった観点から、市民コミュニティ財団と信用金庫との親和性は非常に高いと考える。しかし、その戦略的な結節点は、財団が単に現在存在している市民活動を応援するということから脱却し、現状の地域社会が抱える課題や将来の地域社会のあり方を模索する中で地域の資金の流れを創出していかねばならない。例えば、信用金庫全体では預金量約129兆円を抱える。[10)] しかし、預貸率は図4に示す通り1998年に71.5%あったものが2013年11月では49.8%に低下しており、15年間で20%以上下落している。金融政策の問題もあるが、129兆円の20%24兆円もの資金が地域社会に流れずに、国債や外国證券の購入比率が高まっている。(図5)

信用金庫の国債購入高は、1998年に2兆円程度であったものが、2013年11月時点では約10兆円と5倍に膨らんでいる。預貸率の低下からくる地域金融のビジネスモデルが変容せざるを

得なくなった現状を投射しているともいえるが、地域社会での資金循環が促されていない現状がある。こういった現状をふまえ、市民コミュニティ財団と信用金庫等の地域金融機関との連携はいかにあるべきかを考えなければいけない。京都における京都信用金庫と京都地域創造基金が協働で展開している融資制度を全国的にも広げていくことは非常に重要である。その結果として社会的企業などの存在やソーシャルビジネスなど社会課題解決の担い手に資金提供がおこなわれることで、多様な公益を実現できる可能性がひろがる。加えて、詳細は紙幅の関係で次稿に譲るがSRI（社会的責任投資）などをたばねていく「社会投資市場」などを形成していくことが肝要になってくる。地域社会に活用されずに潜在化、外部流出している資源を地域内循環させることで地域課題の解決やソーシャルビジネスの立ち位置が大きく変化する可能性がある。

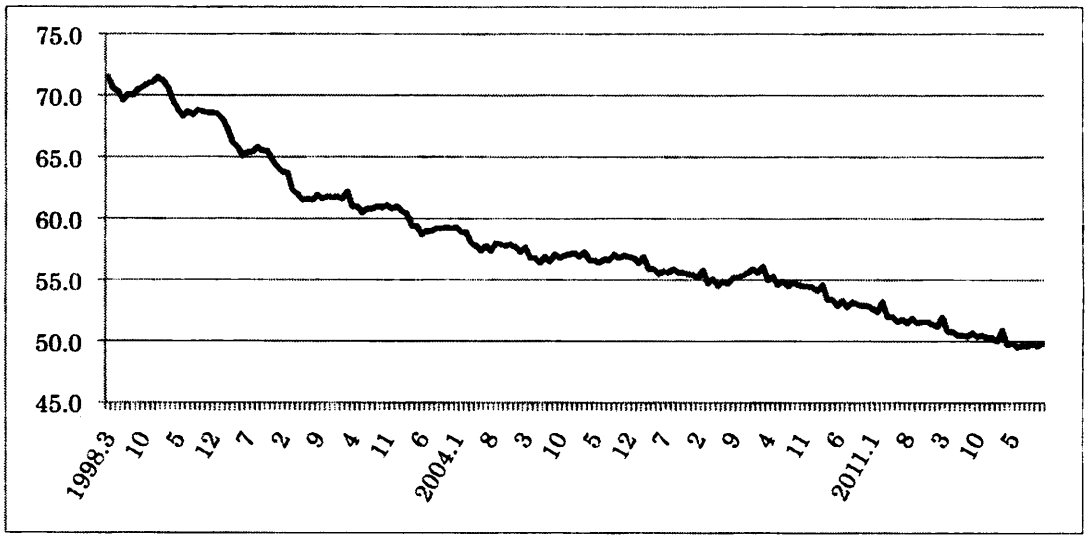

図4 信用金庫の預貸率（1998年～2013年） 信金中金 地域・中小企業研究所データーから作成

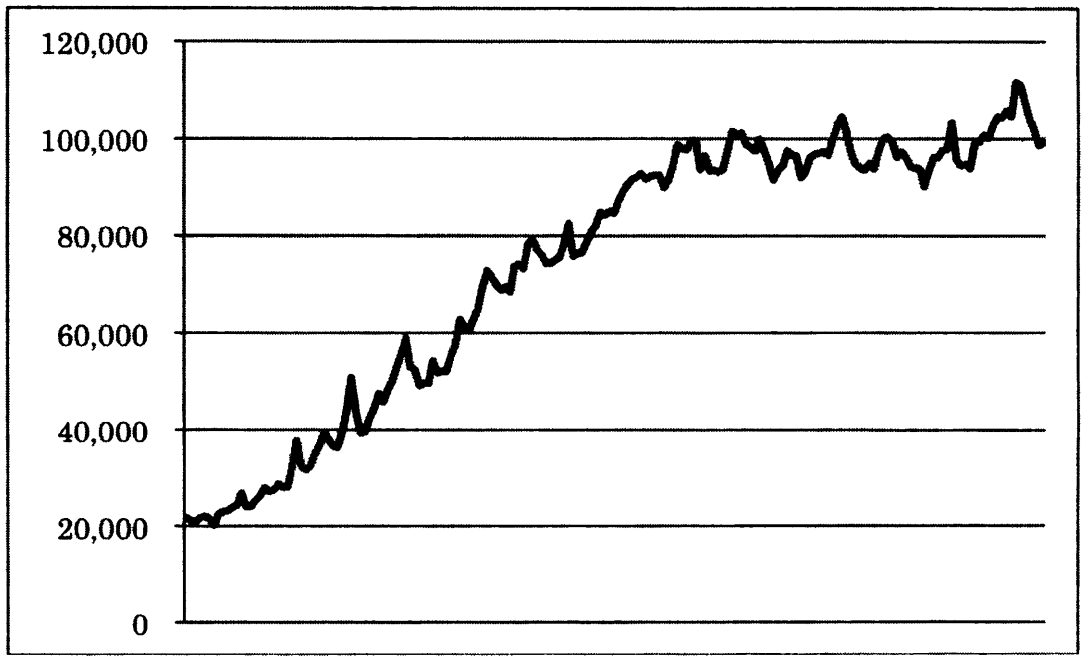

図5 信用金庫の国債購入高（1998年～2013年） 信金中金 地域・中小企業研究所データーから作成

まとめ

本稿では、これまで定義づけられてこなかった「市民コミュニティ財団」に関しての定義を6つの観点からおこなった。これらの議論を通じて、市民コミュニティ財団の取り組みを進めている10地域の財団が核となり2014年4月に「全国コミュニティ財団協会」が設立され、より一層の資金循環の仕組みづくりを模索することになった。本論でも最後に触れたが、SRIなどの社会的投資市場を日本でも形成せねばならないが、その必要性や課題に関しても研究は少ない。また、情報開示のあり方や寄付や社会的投資の成果をどのように社会に対して可視化するかなどの課題も横たわっている。市民コミュニティ財団の実践はまだ緒についたばかりである。筆者も実践家としてこれからの実践の深化に対して責務を果たしたいと考えている。

注

1) 中西 正司，上野 千鶴子『当事者主権』(岩波新書 2003年)
2) 例えば車椅子生活者を対象とした「移送サービス」と言われるボランティアが担う送迎サービスも、旅客運送法に抵触する「白タク」行為として長年取り扱われてきた。
3) 志柿禎子「女性問題のグローバル化とフェミニズム」(岩手県立大学社会福祉学部紀要第3巻第1号　2000年)
4) 夫（恋人）からの暴力調査研究会による。
5) 龍谷大学政策学部深尾研究室実施調査(2012)による。調査報告の詳細は矢野孝一「市民の公益活動を支援する助成団体等に関する考察」(2013) にまとめられている。
6) 深尾昌峰「震災ボランティアと市民社会」(2011年『地域開発』564号)
7) 深尾ら「NPOセンターはこれからの地域課題にどう向き合うか」(『地域創造研究』2011-1所収)
8) 市民ファンド連携研究会（事務局：京都地域創造基金　2013年3月8日沖縄県，提出資料
9) カンパイチャリティの詳細はホームページ　http://www.kanpai-charity.com/ を参照のこと。
10) 信金中金 地域・中小企業研究所作成の統計データによる